



葛飾区は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

守っていますか？ 自転車の交通ルール



令和3年中に区内で発生した交通事故のうち、**自転車**が関係する事故の割合は**45%以上**と高い傾向にあります。自転車の交通ルールやマナーを守り、安全運転を心掛けましょう。

令和4年4月27日に道路交通法の一部を改正する法律が公布され、公布から1年以内に全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。
【担当課】 交通政策課交通安全対策担当 ☎03-5654-8386



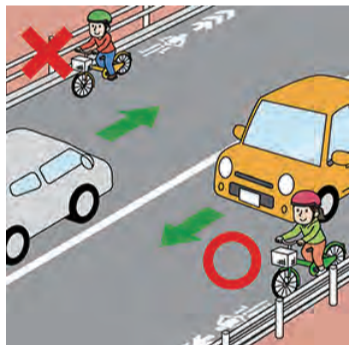
自転車に乗るときに気を付ける4つのポイント

1 車道が原則 歩道は例外

車道は左側を通行、歩道は歩行者を優先

車道が原則

車道は左側を通行し、スピードを出し過ぎないようにしましょう。



自転車ナビマーク・ナビライン

駅周辺の道路を中心に、自転車の通行位置と進行方向を示す路面標示の設置を進めています。

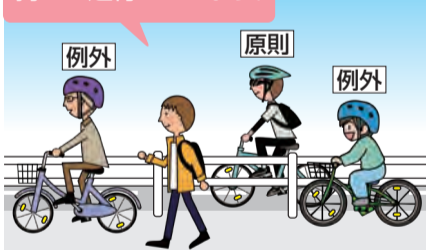


歩道は例外

道路標識・標示で指示された場所や、道路状況から見てやむを得ない場合の他、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方が運転する場合は例外として歩道を通行できます。

歩道を通行するときは、**車道寄り**を徐行しましょう。

歩道は歩行者優先 歩行者に思いやりを持って通行しましょう。



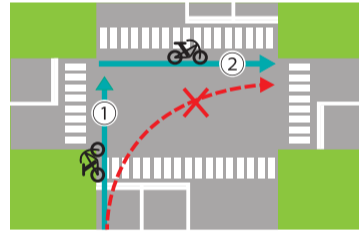
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点で飛び出すと、車や歩行者との接触事故につながってしまいます。信号と一時停止を守って安全確認をしましょう。



右折は二段階右折で

道路の左側にできるだけ寄って、交差点の向こう側まで直進し、減速してから曲がりましょう。



3 夜間はライトを点灯

暗くなり始めたら、早めにライトをつけましょう。また、自分の位置を知らせるため、反射材をつけましょう。



4 ヘルメットを着用

事故から身を守るため、子ども大人もヘルメットを着用しましょう。



次の運転は**禁止**です

ながら運転

(傘差し・スマートフォン・イヤホン)

並走運転

飲酒運転

傘差し



スマホ



イヤホン



並走



飲酒



東京都の条例で自転車保険の加入が義務化されています

都内で自転車を利用する際は、自転車損害賠償保険などへの加入が義務化されています。

自転車の事故でも多額の賠償金を課される場合があります。

例 歩行者との事故 (歩行者は意識不明) 損害賠償金: 約9,500万円

交通ルールを学べる公園で遊ぼう

区内3つの公園では自転車などの貸し出しを行っており、園内で楽しみながら交通ルールを学べます。

詳しくは、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。【担当課】 公園課 ☎03-3694-2474

- ▶ 新宿交通公園 (新宿3-23-19)
- ▶ 北沼公園 (奥戸8-17-1)
- ▶ 上千葉砂原公園 (西亀有1-27-1)



▲新宿交通公園の様子

▶ 新型コロナウイルス関連情報(検査・療養の流れなど)は6・7面をご覧ください。